

平成31年度若年者ＩｏＴ活用人材育成支援事業 実施業務 企画提案仕様書

1 公募する業務の名称

平成31年度若年者ＩｏＴ活用人材育成支援事業 実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務の趣旨

京都府では、少子高齢化の進行や雇用情勢の改善などに伴い、中小企業の人手不足が深刻化し、今後も恒常的な人手不足が続くと見込まれる状況の中で、ＩｏＴ等の技術を活用できる人材を育成・確保し、生産性の向上と多様な人材の活躍促進を図り、人手不足の解消に繋げていく取組が必要となっている。

このため、ものづくり産業、観光関連産業及び建設業(※1)に属する京都府内の中小企業(※2)を対象として、企業内においてＩｏＴ等を活用した生産性向上に取り組む人材を確保・育成するとともに、活躍促進と定着に向けた支援を行うことを目的として、ＩｏＴ技術未経験者等に対する人材育成研修及び社内のＩｏＴ等活用を促進させる人材に対する活用講座を実施する。

なお、本業務は、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、ＡＩ・ＩｏＴ人材の育成を通じた生産性向上や働き方改革を進め、良質で安定的な雇用の創出と多様な人材の活躍促進を図ることを目的とする事業「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト」の一環として実施する。

(※1) ものづくり産業、観光関連産業及び建設業…日本標準産業分類中分類による次の指定40業種を指す。

【対象となる指定40業種】

06総合工事業、07職別工事業(設備工事業を除く)、08設備工事業、09食品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、11繊維工業、12木材・木製品製造業、13家具・装備品製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業、15印刷・同関連業、16化学工業、18プラスチック製品製造業、19ゴム製品製造業、21窯業・土石製品製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製品製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業、39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業、42鉄道業、43道路旅客運送業、56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食品小売業、60その他小売業、70物品賃貸業、72専門サービス業、74技術サービス業(他に分類されないもの)、75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業、79その他の生活関連サービス、80娯楽業

(※2) 中小企業 … 京都府内に事業所を有するとともに、下表の「資本または出資額」又は「常時雇用する労働者数」のいずれかを満たす企業を指す。

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

3 公募する業務内容

今後、ＩｏＴ技術等の活用により生産性向上を図ろうとする中小企業と求職者のマッチング支援により、正規雇用創出を図るとともに、本マッチング支援により正規就職した者等に対して、ＩｏＴ等活用人材育成研修及び戦略的ＩｏＴ等活用講座を実施することとし、下記(1)から(11)の業務を委託する。

- (1) 企業と求職者のマッチング支援による正規雇用創出
※ 下記4に記載した項目を踏まえ、企画を提案すること。
- (2) 事業の周知・広報
- (3) 研修企画・カリキュラムの策定
※ 下記5に記載した項目を踏まえ、企画を提案すること。
- (4) 研修会場確保・手配
- (5) 当日運営（受付、案内、進行、研修実施）
- (6) 研修に必要な講師及び補助員の派遣
- (7) 必要なテキストの作成と配布
- (8) 受講者に対する満足度アンケートの作成・集計・分析
- (9) 受講者が在職する企業に対する実施効果の確認
- (10) (1)～(9)に付帯する業務
- (11) その他、京都府が必要と認める事項

4 企業と求職者のマッチング支援による正規雇用創出

企業と求職者のマッチング支援を実施し、正規雇用を創出すること。

- (1) 合同企業説明会の実施（例示）

例えば、以下のAまたはBのパターンでの実施を想定。

	パターンA	パターンB
開催場所	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部京都職業能力開発促進センター（以下「ポリテクセンター京都」という。）	京都府内
対象者	ポリテクセンター京都の訓練生	一般求職者
参加企業数	10社	10社

- (2) マッチングに効果的な支援策の企画・実施

上記(1)の他、企業と求職者のマッチングに効果のある内容を企画・提案の上、実施すること。

5 研修概要

- (1) IOT等活用人材育成研修（企業内育成支援）

以下、ア～カを想定例として、上記4を利用した結果、正規雇用創出を行った企業の在職者等を対象に、中小企業のIOT等活用による生産性向上を図るための人材育成研修として、最適な研修内容を提案すること。

ア 到達目標

中小企業のIOT等活用による生産性向上を図るため、その向上に向けたサプライヤー等との諸調整や社内でのIOT活用等による改善案の提案、普及・推進を行うことができる人材を育成する。

イ 研修会場

京都府内の会場を提案者において設定すること。

ウ 研修期間

以下の期間を目安として、効果が見込める日程を提案者において設定すること。

（期間の目安の例示）

- ・ 3ヶ月間

- ・ 平日 14 時～17 時

エ 定 員
10 名程度

オ 研修方法
講義とワークショップ形式の組み合わせ等による実践的な形式とすること。

カ 研修カリキュラム
以下の留意事項及びカリキュラム例を参考にして、効果が見込める研修科目及び担当講師を提案すること。

(留意事項)

- ・ I o T 等活用未経験の受講者が I o T 等に関する基礎知識を習得し、受講者が在職する現場において、実際に活用方法を提案できるレベルに達するようなカリキュラムとすること。
- ・ 個々の受講者（在職者等）が属する企業における I o T 技術等の活用状況を加味した内容とすること。
- ・ ものづくり分野、観光関連分野、建設分野における企業の活用事例に関する内容を盛り込むこと。

(カリキュラム例)

- ・ I o T に関する基礎知識、企業内での活用の仕組み
- ・ システム講座
- ・ I o T デバイス活用実践
- ・ 周辺装置連携
- ・ 応用Ⅰ（ビジネス活用一般）
- ・ 応用Ⅱ（中小企業の現場での活用）

(2) 戦略的 I o T 等活用講座

以下、ア～カを想定例として、上記 4 を利用した結果、正規雇用創出を行った企業の在職者を対象に、より効果的に社内の I o T 化等を推進できるよう幅広い知識を習得させるための人材育成研修として、最適な研修内容を提案すること。

ア 到達目標

企業内における I o T 活用等促進の役割を担う正社員を対象として、より効果的に社内の I o T 化等を推進できるよう幅広い知識を習得させる。

イ 研修会場

京都府内の会場を提案者において設定すること。

ウ 研修期間

以下の期間を目安として、効果が見込める日程を提案者において設定すること。

(期間の目安)

- ・ 1.5 h 程度/回×6 回を 2 クール

エ 定 員

1 クールあたり 10 名程度

原則として、各クールの受講者が重複しないようにすること。

オ 実施方法

講義とワークショップ形式の組み合わせ等による実践的な形式とすること。

カ 研修カリキュラム

以下のカリキュラム例を参考にして、効果が見込める研修科目及び担当講師を提案すること。

(カリキュラム例)

- ・ マーケティング論、マネジメント論、リーダーシップ論等

- ・ 中小企業におけるＩｏＴ活用等事例研究、活用手法
- ・ その他、企業内でのＩｏＴ活用等促進に向けて必要となる知識

6 本業務の成果目標

下記(1)の目標数及び(2)の活動指標数値について、令和元年 10 月末までに 80%を達成すること。

(1) 正規雇用創出に関する目標数（アウトカム）

- ア 就職者数（※3） 25名（うち良質な雇用（※4）による就職者が15名以上）
- イ 就職者の離職率 14%以下
就職者のうち、雇入日又は正社員への転換日から、基準日時点で離職した者の数を就職者の数の累計で除した指標が14%以下となること。

(2) (1)を達成するための活動指標（アウトプット）

- ア 支援を行った求職者数 50 人

(3) 進捗管理

進捗の管理は、常に(1)の目標数及び(2)の活動指標数値に留意の上、実施するとともに、毎月、進捗状況報告をすること。

なお、数値が下回る場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

(4) アウトカム名簿作成・提出

(1)の就職者に関する氏名、性別、年齢、就職日、就職した事業所名、業種、職種、良質な雇用の該当状況等を記載した名簿を作成の上、別途定める期日時点の状況について、当該期日から10日以内の日までに京都府へ提出すること。

（※3）就職者 … 次の①～④に該当するものを指す。

- ① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
- ② 派遣労働者でないこと。
- ③ 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1 週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
- ④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

（※4）良質な雇用 … 次の①～④に該当するものを指す。

- ① 雇入日又は正社員への転換日から退職日又は令和2年3月31日時点において実際に労働した時間数の1 ヶ月当たりの平均が160時間以下となっていること。
- ② 就労期間において実際に出勤した日数の1 ヶ月当たりの平均が19日以下となっていること。
- ③ 就労期間における所定内給与額の1 ヶ月当たりの平均257, 6千円となっていること。

7 実績報告

(1) 業務終了報告

本業務が終了したときは、令和2年3月31日までに、別途定める様式により業務完了報告書を京都府に提出すること。

(2) 事業期間中における実績報告

本業務の委託契約締結後、京都府から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告すること。

8 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広報費
- ケ 保険料
- コ 賃借料
- サ 会場使用料
- シ 京都府と協議して認められた経費

9 その他業務実施に当たっての留意点

- (1) 本業務は、「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト」の一環として実施するものであり、本プロジェクトの関係者との連携を図ること。
- (2) 本業務は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに事業に従事するスタッフ等の労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等書類等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本業務とその他の事業との経理を明確に区分すること。
- (4) 本業務は、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、乙は検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(3)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (5) 本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と受託事業者が協議して決定するものとする。

10 業務上の留意事項

- (1) 事業終了前に事業に要する金額が委託契約額を下回る見込みとなった場合は、変更契約を行うものとする。
- (2) 以下の項目に該当し、京都府の指導にも関わらず、受託事業者の積極的な改善が図られなかったものと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。

ア 目標数が未達成

イ 企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生

(3) 事業に伴う収入の取扱

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は、委託料を変更するものとする。

(4) 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、本事業の委託者である京都府に属するものとする。

(5) 上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき委託業務の一部又は全部を解除し委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させる場合がある。

(6) 国及び京都府の事業展開により、業務の変更又は新たな業務が加わることもある。